

沖縄県個人情報保護審査会答申第 108 号 概要

①件名	「住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
②実施機関	沖縄県知事（企画部 市町村課）
③諮問理由	特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に該当
④諮問年月日	令和 5 年 10 月 16 日（沖縄県諮問企第 3 号）
⑤答申年月日	令和 5 年 12 月 1 日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムに関する特定個人情報保護評価書案（全項目評価書）（以下「評価書案」という。）については、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。）第 10 の 1 (2) に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 適合性について</p> <p>指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切である。</p> <p>(2) 妥当性について</p> <p>保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的であり、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいても、特定個人情報の漏えいその他の事態等を発生させるリスクを特定し、その特定されたリスクの軽減に向けた措置について具体的に記載されており、適切である。</p> <p>(3) 審査会の意見について</p> <p>当審査会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり意見する。</p> <p>評価書案においては、前記のとおり特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。ただし、情報システムへの不正アクセスは日常的に行われていることから、個人情報の持ち出しや破壊活動が行われないよう、保守点検や人的管理は日常的に行うよう努めて頂きたい。</p> <p>今後も、特定個人情報を扱う委託先を含めた従事者に対す</p>

る適切かつ十分な具体的セキュリティ教育・訓練を定期的  
に実施し、ヒヤリハットの様な事案については関係者  
間で研修や情報共有を行うなど、情報セキュリティの  
遵守に万全を期すよう要望する。

また、特定個人情報保護評価書は公表した後、定期的  
に再評価の実施に努めなければならないことから、公  
表した時点から5年を経過する前に再評価の実施に努  
めて頂きたい。